平成２３年（フ）第１２９１号
埼玉県蓮田市西新宿３丁目25番地　ビーライン蓮田Ａ―201号
破産者　章　　元寧
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９２号
埼玉県蓮田市西新宿３丁目25番地　ビーライン蓮田Ａ―201号
破産者　引地　郁子
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６５号
埼玉県川口市中青木４丁目７番５―705号　川口サンハイツ
破産者　田坂　修昭
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５１２号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷６丁目19番24号、住民票上の住所埼玉県川口市南鳩ヶ谷６丁目16番６号
破産者　浅倉　敬子
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２３号
埼玉県上尾市大字瓦葺2190番地33
破産者　山川　博史
1　決定年月日　平成23年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
埼玉県八潮市八潮５丁目８番地14第３平成ビル302
破産者　青田　敏雄
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３９０号
愛知県半田市瑞穂町５丁目５番地の37
破産者　中井トヨ子
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４７２号
名古屋市緑区乗鞍１丁目2001番地　県営鳴丘住宅１棟202号
破産者　光村　末男
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５１１号
愛知県常滑市市場町４丁目79番地
破産者　中野　達也
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７８５号
名古屋市中川区押元町１丁目98番地　安藤ビル406号
破産者　山本　秀夫
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１００７号
愛知県半田市瑞穂町２丁目３番地の７　レインボー第５半田404号
破産者　中村　秀明
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５２８号
愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地21棟204号
破産者　中野　　忍
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６９１号
東京都世田谷区桜上水４丁目18番８―201号、開始決定時の住所愛知県春日井市町並町１丁目21番地９
破産者　稲垣　太毅
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６２号
香川県高松市高松町2317番地３、申立時の住所香川県東かがわ市西山550番地
破産者　長田　謙吾
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２５９０号
札幌市東区東苗穂６条１丁目17番12―202号、開始決定時の住所札幌市西区西野２条５丁目４番７号　株式会社光海藻３階301号
破産者　伊藤　文泰
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５２４号
北海道北広島市大曲南ヶ丘２丁目４番地14　北川マンション101号
破産者　成田　慶信
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５７号
北海道旭川市東４条11丁目３番15号
破産者　大橋　幸子
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２４号
北海道旭川市旭町１条16丁目2985番地の153
破産者　佐々木健一
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部